

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家電気保安規程

平成18年4月1日制定

平成26年4月1日改定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家（以下「青少年交流の家」という。）における自家用電気工作物の工事，維持及び運用の保安を確保するため，電気事業法第42条の規定に基づき，独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「設置者」という。）がこの規程を定める。

### (保安管理業務の委託範囲)

第2条 青少年交流の家の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）は，一般財団法人関東電気保安協会（以下「保安協会」という。）に委託するものとする。

### (法令及び規程の遵守)

第3条 青少年交流の家の電気工作物設置者，電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）及び保安協会は，電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

### (細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には，別に細則を制定するものとする。

### (規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては，保安協会の意見を求めるものとする。

2 この規程を改正する場合は，電気事業法第42条の規定に基づき経済産業大臣に届出をするものとする。

## 第2章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 青少年交流の家の保安管理業務は、理事長が総括管理し、その管理の下におかれる青少年交流の家の組織はあらかじめ定めておくものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては、保安協会に意見を求めるものとする。

2 保安協会から指導及び助言を受け又は保安協会と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣に申請又は届出をする書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成及び手続きについては、保安協会に意見を求めるものとする。

(連絡責任者等)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を保安協会に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を選任し、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合は、電気工事士法に規定する第一種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

2 前各項に変更が生じた場合は、直ちに保安協会に通知するものとする。

3 連絡責任者及び従事者（以下「連絡責任者等」という。）には、保安協会の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。

(従業者の義務)

第9条 従事者は、保安協会が保安管理業務のために行う指導及び助言を受けるものとする。

### 第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育に従事者に対して行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 災害その他電気事故が発生した場合の措置についての訓練に従事者に対して行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

## 第4章 巡視、点検及び検査

### (工事の計画)

第12条 電気工作物の設置、変更、修理及び廃止に伴う工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、保安協会に意見を求めるものとする。

### (工事の実施等)

第13条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、保安協会に工事期間中に外観点検を行わせ、完了した場合には保安協会に検査を行なわせ、又は他の者が実施する検査あつては、保安協会に必要な指導及び助言を求めさせ、計画どおり施工されていること、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

3 電気工作物の工事に関する保安のための点検は、別紙のとおりとし、保安協会に委託する業務の範囲については、委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

4 保安協会が行う前項の点検業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

### (維持及び運用に関する巡視、点検等)

第14条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検は、別紙のとおりとし、保安協会に委託する業務の範囲については、委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、保安協会に連絡又は保安協会が行う点検時において報告し、必要な指導及び助言を求めるものとする。

2 保安協会が行う前項の点検の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

### (技術基準に適合しない場合等の措置)

第15条 巡視、点検により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合の恐れがあると判断された場合は、保安協会に技術基準に適合するためにとるべき措置の指導及び助言を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又は、その使用を一時停止し若しくは制限する等の措置を構じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の措置と再発防止)

- 第16条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、保安協会その他の関係先に連絡又は報告し、保安協会に適切な指導及び助言を求めるものとする。
- 2 送電停止又は電気工作物への切離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、保安協会の指導及び助言の下に行うものとする。
- 3 電気事故・故障等が発生した場合は、状況に応じ保安協会の臨時点検を受け、これにより事故原因が判明した場合には、保安協会に指導及び助言を求め事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生した時の発生原因の調査を保安協会に求め、事故を再発させない対策について適切な処置をとるものとする。
- 5 電気関係報告規則に基づく電気事故報告を行う必要がある場合は、保安協会に指導及び助言を求めるものとする。

## 第5章 運転又は操作

(運転又は操作等)

- 第17条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、保安協会に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前条第1項の規定に基づく報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作に当たっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

## 第6章 災害対策

(防災体制)

- 第18条 災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために、保安協会に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

- 第19条 災害が発生した場合には、速やかに保安協会に連絡し、その指導及び助言を受けるものとする。

2 災害の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等は、直ちに該当範囲の電源停止又は発電設備の運転停止をすることができるものとする。

## 第7章 記録

(記録の保存)

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び検査の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 運転日誌（発電所に限る。）

2 前項の規定によらない記録は、必要な期間保存するものとする。

- (1) 主要電気機器の補修記録

## 第8章 責任の分界

(責任の分界点)

第21条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との需給に関する契約により定めたところによる。

(需要設備の構内)

第22条 電気工作物の使用区域は、別図のとおりとする。

## 第9章 整備その他

(危険の表示)

第23条 受電室又はその他高圧の電気工作物が設置されている場所等で、感電等の危険のおそれがあるところには、保安協会に意見を求め従事者等に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品、交換部品等は、保安協会に意見を求め整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第26条 経済産業大臣，電気事業者等に申請又は届出をした書類及び図面，その他の主要文書については，その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。